

令和7年第2回総務教育常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年6月18日（水）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について
 - (2) 請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について
 - (3) 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について
 - (7) 議案第18号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (8) 議案第19号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について
 - (9) 閉会中の継続審査について
4. 出席委員 平田新子委員長・小田川敦子副委員長
伊藤仁委員・徳本光香委員
石原淑行委員・久保田江美委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|------|---------|
| 紹介議員 | 広 沢 修 司 |
| 執行部 | |
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総務部長 | 永 井 康 弘 |

教 育 部 長	大 高 一 穂
人 事 課 長	本 橋 真由美
公共施設マネジメント課長	片 桐 啓
危機管理課長	松 田 浩 明
選挙管理委員会書記長	齊 藤 祐 二
教育総務課長	落 合 一 矢
教 育 部 参 事	山 本 高 寿
文化センター長	高 花 宏 行

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	松 岡 正 純
係 長	會 卓 也
主 事	金 子 直 史

委員長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ち、平田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○平田新子委員長 皆様、おはようございます。個人的には居心地の悪い場所に座っていますけれども、新しい常任委員会の組合せになりまして、第1番目にスタートを切るのがここの総務教育常任委員会でございます。

今日は午前中が請願、午後が付託された議案の審議がございますけれども、どうしても気持ちが第6次総合計画策定のほうに行ってしまうんですけども、今は第5次総合計画の最終年度として非常に大事なところだと思いますので、これからの御審議、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。

市長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。今回、新しい体制ということで、また、新たな視点で、教育と総務ということ、議論をお願いしたいと思います。

また、今年は大分暑くなることが想定されます。ですから、住民の皆さん、そして職員の皆さんと消防関係者には十分熱中症対策を行うようにということで、昨日、話をさせていただきました。特に現場にいる職員については対応するよにということで、注意喚起をしたところであります。また、住民の皆さんにも、7月の広報で、市長メッセージで熱中症に注意ということで促しておりますので、議員の皆さんもぜひこの暑い中、熱中症対策、そして、自分の体を守っていただきたいと思います。

それでは、本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託されました14議案をそれぞれの常任委員会において、審議をいただくことになりました。本日の総務教育常任委員会では午前中に請願審査の後、午後1時30分から議案第5号から議案第7号、議案第15号のうち総務常任委員会が所掌する科目、議案第18号及び議案第19号のうち総務教育常任委員会が所掌する科目の6議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては、平田委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○平田新子委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務教育常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程のとおりでございます。

(1) 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について

○平田新子委員長 日程第1、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

初めに、紹介議員より請願の趣旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分ということでお願いいたします。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 本日は、請願2件のためにお集まりをいただきまして、ありがとうございます。不慣れではございますけれども、きちんと説明できるように準備をしてきたつもりです。本日はよろしくお願いいたします。では、座って説明をさせていただきます。

請願第1号、件名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者氏名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、吉田瑞穂。住所は千葉市中央区中央4-13-19、千葉県教育会館です。

請願の趣旨、義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され、給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちと取り巻く教育環境にも格差が生じています。国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条により明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。

また、義務教育の円滑な推進を阻害すること恐れも出てきます。よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項、2026年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○平田新子委員長 以上、紹介議員からの説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言に当たっては、挙手をして、委員長の指名を受けてからの発言としてください。

それでは、質疑ございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 まず、毎年同じような内容なのですが、提出団体の中では毎年内容をどうするかについて、その年によって話し合った結果、同じ内容になっているのでしょうか。話し合っているのかどうか、お伺いします。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 頻度は詳しくは存じ上げていないんですが、話合いをして、今回提出をされたということです。以上です。

○平田新子委員長 以上ですか。

ほかに質疑ございますか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 その話合いの内容については、何か説明いただけるものはお持ちですか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 申し訳ございません。私のほうでは、詳細のほうは分かっておりません。

○平田新子委員長 小田川委員いかがでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 国のほうには、教育予算に関して動きがありましたけれど、そのことに関して、この意見書に何か反映されたもの、まず、反映されたものはありますか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 予算額が変わったことをきっかけに、この内容が変わったということはございません。

○平田新子委員長 内容は変わってないということでしたけれども、ほかに質疑ございますか。

もう1回聞きますか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すいません。もう一度御回答お願いできますか。メモをとりきれなかったの
で。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 予算額が変わったことを理由にして請願書の文章が変わったということはござ
いません。

○平田新子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。国の予算額を理由に内容は変えていないということでしたけ
れど、過去、こういった請願活動を毎年繰り返し行われてきましたけれど、今まで国が大きく動いた
ことというのは、あまり記憶にありません。それが今回、変化というか動きがあったということに関
して、そちらの団体の活動の取組や成果については、どのような受け止め方をされていますか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 この請願は毎年同じように出させていただいておりますけれども、毎年出すと
いうことに意義があると思って出させていただいております。

今回、この請願が、直接的な原因になっているかどうかというところは分からないところではある
んですが、請願の趣旨に基づいた予算の引上げが行われています。事実関係としては、以上でござい
ます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 昨年8月になるんですけど、教育団体の連絡会、これは全国組織の本部
なるんですか。文科省のほうに、緊急アピール手交ということで意見書を提出しているようですけれ
ども、そのことに関して、どういった内容で、何を目的に文科省のほうに提出をしたのか、御説明い
ただけますか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 そのことにつきましては、私は存じ上げていないところでございます。

○平田新子委員長 小田川委員、いかがでしょう。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。お答えできないということですね。分かりました。

今回ですけれども、請願団体のほうから参考人としての出席はしないという申入れがありましたの
で、今日は紹介議員のみの審議としておりますけれど、参考人として出席しない理由というのは何か
聞いていらっしゃいますか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 そもそも、請願というのが子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係
団体千葉県連絡協議会の会長名で出されているものでございまして、昨年度、それから、また前の年
に来られた方たちもここに所属する方ということで、代表者ではないということがあります。ですの

で、紹介議員として代理で説明をするということに関しましては、代表者ではないという観点からは同じことをございますので、もし紹介議員のほうで答えていただけるのであれば、お願いしたいということがありましたので、紹介議員のみの出席とさせていただきます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 請願団体のほうの意向というか、お考えのほうは分かりました。

ただ、審議の中でなかなか答えがいただけない部分があるので、そこは困ったなというのが私の感想です。

ここの義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の中で、私が一番着目しているのは、教員給与10%上乗せをしたんだけど、現場のほうとしては、予算増はうれしいけれども、人を増やしてほしいと。人繰りを何とかしてほしいというところが新聞報道等で確認できますので、そのことに関しては、何か引継ぎというか聞いている、説明いただけるようなものはお持ちですか。

○平田新子委員長 回答を準備されているようなので、お時間いただけますか。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 質疑のほうも一度いただけますか。

○平田新子委員長 質疑もう一度お願いしますということですよ。小田川副委員長、もう一度、簡潔にお願いいたします。

○小田川敦子副委員長 国のほうで教員給与を10%上乗せするといっても、それは結局働かせ放題のやり口じゃないかという、まず、そういう評価をする労働者がいて、予算が増えたことはうれしいが、実際問題、人を増やしてほしい、人を増やすことに何とか国として動いてほしいという意見が新聞の中で多数見られたんです。そのことに関して、団体としてどういう考えをお持ちでしょうか、感想をお持ちでしょうかという質問です。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 今の御質疑は、教育予算拡充に関する質疑だと思いますが、それは請願の2号のほうで申し上げさせていただきたいと思います。

○平田新子委員長 ということですけど。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 執行部に確認ですが、教育費国庫負担制度というのは、教員給与の3分の1を負担する国庫補助金だという理解でおりますけど、すいません、間違いがあったら訂正していただけますか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 そのとおりでございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 紹介議員に申し上げます。なので、教員給与を上げるということは、国庫負

担制度を堅持するところでは功を奏した国の取組だとは思うんですけども、ただ、それに対して現場の声は、人を増やしてほしいという意見があるということに対して、団体の意見、見解を伺いたいというのが私の質問です。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 内容が請願2号だと思うんですけども、それにお答えいたしますと、こちらの団体は、教職員の方の作業の効率ですとか負担軽減についてのことを強く要望していらっしゃいます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 紹介議員、ちょっと純粋な質問なんですけど、国庫負担制度で対象になっているのがとうとう給与費のみとなったという記載がここにもあるんですけど、これはいわゆる残業代は一定割合しか払わないという給特法の残業代のところも含むと考えていいんでしょうか。

○平田新子委員長 給特法も含むかどうかという質問でしたけれども、広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 義務教育費国庫負担制度の対象となる費用について御説明をさせていただきますと、公立小中学校の教職員給与費、これは教員、校長、教頭、養護教諭、事務職員などが含まれます。それから、国が定める基準定数に基づいた人件費、給与と手当と退職金などが国庫負担の対象となるとなっております。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、先ほど聞いた残業代というのは今の対象に入っていますか。

○平田新子委員長 1回答弁を聞いてから、また次の質問ということですか。〔「分からなかったら分からないと言っただけければ、執行部に聞こうと思っている」と言う者あり〕

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 義務教育国庫負担制度というのが、教育の水準を維持するためとかということなので、金額を細かく指定してどうのということではないということです。さらに申し上げますと、残業代という概念がないということでありました。

以上でございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今回の国庫負担というところについてお聞きしたいので、もう少し確認したいんですけど、執行部に残業代というのは分かりやすいので言っただけなんですけど、いわゆる残業代というのが払われないので、そういう定義すらないという異常な働き方を先生たちに強いているので、その代わりに4%、給与の4%払うというのが給特法だと思うんですけど、給特法で払う分が入ってい

るかどうかというのを執行部にお聞きします。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 そちらは入っていると考えております。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 そうであれば、先ほどは人を増やすという要望についてはどうかということについて、先生の人を増やすというよりは負担を減らすということについての要望が強いということだったんですけど、まさにこれ、国に出してほしいお金の問題なので、もう長年の過労状態というか、過労への支払いが十分されていないということに関して、給特法の廃止とか、そういうことというのは検討されているんでしょうか。

○平田新子委員長 徳本委員、確認です執行部に聞きますか、紹介議員に聞きますか。

○徳本光香委員 当然紹介議員です。これ、出した人の代理人に聞いています。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 この請願を提出するに当たってそのようなことが議論されたかということは分かっておりません。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 請願要旨の中の5段落目の2行目なんですけど、給与、国庫負担制度の中から適用除外することは、教育の機会均等と水準の維持向上という目的に反するばかりでなくというふうが続いていきます。地方財政をさらに圧迫するというのも。これは、常に出し続けないと除外の動きがあるということなんじゃないでしょうか。国会などで、給与費も3分の1払うというのすら削ろうという具体的な動きがあるんでしょうか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 過去に、2006年ですけれども、負担率が2分の1から3分の1に縮小されるということがありましたので、いつこのように縮小されるか分からないというような危機感を持っておるといってございませぬ。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今の回答だと、具体的にそういう動きがあって改めて毎年出しているというわけではないと理解しました。

ちょっと忘れたので、1回考えます。

○平田新子委員長 ほかに質疑ありませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 団体のほうで請願活動を始めたのは何年からなんじゃないでしょうか。2005年に負担割合が、給与費の負担割合が縮減されたということが2005年にあったという説明がありました。

〔「2006年」と言う者あり〕2006年。

○平田新子委員長 広沢紹介議員、訂正は後でさせていただきます。聞いていただいてよろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 なので、請願活動が2005年、2006年より前だったのか後だったのかというのを、団体の活動の効果として影響あるのかしらという観点から、請願活動、いつぐらいから始めたのかなと思ったので質問します。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 大変申し訳ないんですが、存じていません。

○平田新子委員長 先ほどおっしゃっていた訂正部分はおっしゃらなくていいですか。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 負担率が2分の1から3分の1に縮小されたのは、2006年でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 失礼しました。2005年で正しいです。

○平田新子委員長 先ほど小田川副委員長がおっしゃったとおり2005年ということで。

ほかに質疑ありませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 確認ですが、毎年これを出すことに意味があるという発言のときに、予算について引上げがされたという発言があったと思うんですけど、予算額でしょうか。予算割合でしょうか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 文部科学省の教育関連予算としましては、令和5年度の当初予算が5兆4,158億円だったものが、令和6年度当初予算は5兆4,716億円と、558億円で1%増額になっております。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この請願活動の成果について確認したいと思います。県内の自治体において、こういった請願の取組、されているかと思えますけれども、その成果は請願6年度においてどうでしたか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 国の予算も増額があったことから一定の効果があると考えております。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 千葉県内の市町村の中で採択されている、幾つ請願を出して、幾つ採択されているのかというような資料はお持ちですか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 県内では53市町村に対して請願、または陳情を行っておりまして、請願が可決されたのが、そのうち52市町村になります。可決されなかったのは印西市でございまして、こちらは陳情のため、資料配布で終わったということで伺っております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

先ほど徳本議員、後でとおっしゃっていたのは大丈夫ですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 これ、以前にもお聞きしたんですけど、3分の1を維持ではなく、せめて元のような2分の1に戻すという、今から見ると拡充という方向は求めないのでしょうか。

○平田新子委員長 ちょっと今、答弁待ちの状況で。広沢紹介議員にお尋ねします。まだお時間かかりそうでしょうか。

○広沢修司紹介議員 大丈夫です。

○平田新子委員長 大丈夫ですか。

それでは、広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 その割合に関しては、様々な考え方があると思うんですけども、撤廃ですとか2分の1に戻すという考え方も当然ございますが、この請願では堅持ということで出すということになりました。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑はありませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この請願の文面の中には出てこない言葉なんですけれど、給食無償化に関しては、団体として国に向けた要望事項はどちらに、そういった検討みたいなのはしているのでしょうか。給食無償化に関して。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 義務教育費国庫負担金制度に関しては、給食費の話は、当然対象外なので出てこないところです。教育予算拡充に関する意見書、第2号のほうで、そちらのほう論点になる可能性があると考えています。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 先生の立場ということで執行部にお聞きしたいんですが、団体としてこういうふうには毎年出して、たった1%でも予算が増えたというのはいいことと捉えているとは思んですけど、

白井市の先生方の働き方の状況ですとか、市に降りてきている国の負担金などを考えて、どういうことを要望されたいと思っているのでしょうか。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 この請願にあります義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ということで、これについては、進めていただけるとありがたいなというふうに感じております。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、今回の議論の中で出た、人を増やしてほしいですとか給特法についてなどの考えはいかがでしょうか。

○平田新子委員長 執行部のほうに答弁求めますか。

○徳本光香委員 はい、続けて聞いております。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 本請願のことについては、先ほど申したとおり、このとおり進めていただけるとありがたいと感じております。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 本請願の内容が十分かどうかというところで、追加でお聞きしています。伝わりますか。この内容には私は賛成なんですけど、いつも不十分だと思っているので、もっと求めたいことがあるんじゃないかという意図でお聞きしています。この内容に賛成というのは分かりました。ほかに何か具体的に、先生不足のことと、給特法のことについてのお考えを伺います。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 この請願に関わることについては、個人的な話としては、こちらでは伝える場ではないかなと思いますので、控えさせていただきます。

○平田新子委員長 ということですけど。

○徳本光香委員 後で、討論で言います。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すいません。最後に確認したいところがあるんですけど、最初の質疑の中で、紹介議員のほうから意見書に関しては、国のほうは、この請願が満額達成しなくても毎年出すことに意義があるから出し続けると、地方議会においては、先ほど御説明もありましたけれど、53市町の請願として出された中では、全ての52市町が採択されている。現場の意見としても、議会の総意としても、これを出すことに意義があるということで毎年国のほうに求めているわけなんですけれど、ただ、白井市議会においては、過去何度か出された意見書、国に出す意見書のほうが否決されてしまうとい

う事態もある中で、この毎年出すという行為に関してどのように捉えたらいいのかなというのは、私まだ少し消化不良なんです。

紹介議員の立場として、また、白井市議会議員の採択の場に立つ立場として、毎回出す、求められて毎回出す、思いがあつて毎回出すということに関して、どのように、この依頼を受けたときに受け止めて、紹介議員として、今回、役を担っていらっしゃるのか、その見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 この請願者は、継続して出すことに意義があるということで、できるだけ多くの自治体から同じ願いを、国に多くの自治体から出すことで未来を担う子どもたちの教育を充実させていきたいという考え方で、私はそれに同調するものであります。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 ということは請願の趣旨に賛同して、一体となり請願を出すことに意味がある、請願内容に賛同して紹介議員として出し続けるという理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 過去に減額をされた経緯もありますので、出し続けることが大事だと思っております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すいません、数字の確認です。先ほど予算額が令和5年度から6年度に上がった額という、五百何十億円という単位も含めて合っているかどうか、もう一度伺います。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 558億円で、プラス1%と申し上げました。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

ここで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時45分

○平田新子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方、いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方いらっしゃいますか。〔「その他」「反対と賛成しかないでしょう」と言う者あり〕そうそう。

徳本委員。

○徳本光香委員 今回も同内容で出されました義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願書に趣旨採択の討論をいたします。

今まで白井市議会で趣旨採択というと、気持ちは分かるけど、残念でしたという却下の意味合いが強かったので今まで趣旨採択は避けてきましたが、今回の私の趣旨採択の提案というのは、この件名のように堅持では不十分ではないかなと思っているため、国庫負担の額をせめて3分の1に削られたもの2分の1に戻す、または給特法撤廃などを求めるという内容に意見書案自体をもっと充実させるという点で趣旨採択を提案します。

基本的な内容は大変不十分ながら、賛成の立場です。充実を図るべきだと思っています。

それで、ここで申し添えておきたい、おかしいなと思うことが幾つかあります。賛成は前提なんですけれども、白井市議会は請願だけでなく陳情も、陳情者の意向や考えを聞くために丁寧に審議するというやり方をとって、この場に来ていただいていた。それを今回、紹介議員のほうから来なくてもいい流れになるという促し、きっかけになることをされたというのは理解に苦しみますし、やはり過去にももっと充実させてはというような提案も出していたんだから、それを元の団体でも検討してもらって、ただ賛成させるだけじゃなくもっと充実をと言っている賛成の市議会の意向なども、ぜひ取り入れていただきたかったなと思っています。ほかが出席していないから白井市議会でもいいという話ではないということです。

また、過去、これと同じ内容に反対した広沢議員が今回、紹介議員になっているというのは、やはり違和感を覚え続けています。

また、教員の代表である部長などが、本当に先生や子どもたちのことを考えているのかという疑問があります。部活を見ている先生の給与が払われなくて外部委託する流れが、今まさに白井でも起きていて、子どもたちが昼休みが削られています。こういう中で人を増やすとか、給特法を撤廃するとか、3分の1ではなく、もう本当に全額国庫負担にさせるとか、そういったことを本当に子どもたちのためと考えるのであれば、教育部長や教育委員会、紹介議員は目指していただきたいなと思います。

以上です。

○平田新子委員長 ほかの皆さん討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 よろしいですか。

それでは、これから今、趣旨採択ということが出ましたので、これから請願第1号を採決いたしますが、採決に入るに先立ちまして、採決の方法について申し上げます。

請願第1号に対しては、ただいま徳本委員から趣旨採択を求める提案がありました。したがって、初めに、趣旨採択に対して皆さんの賛成、反対を表明していただき、次に原案の順に採決するいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○平田新子委員長 では、まず、初めに徳本委員から提案された趣旨採択について採決いたします。

請願第1号について、趣旨採択とすることに賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立少数です。

ということで、今の請願第1号の趣旨採択は否決されたということで、次に、原案について採決をとらせていただきます。

請願第1号は採択とすることに、原案に賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがいまして、請願第1号は採択することに決定いたしました。以上です。

それでは、次に、休憩したほうがいいですか。

ただいまから5分間休憩といたしまして、55分から次を続けたいと思います。休憩です。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○平田新子委員長 時間となりました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(2) 請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について

○平田新子委員長 次は日程第2、請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、議題といたします。

初めに、紹介議員より請願の趣旨及び事項について説明を求めます。説明時間、15分以内でお願いいたします。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 説明の機会をいただきましてありがとうございます。

件名「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。氏名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、吉田瑞穂。

請願の趣旨を申し上げます。教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2026年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。災害からの教育復興に係る予算の拡充を十分に図ること。子どもたち一人一人にきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定実現すること。保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。現在の経済状況を鑑み、就学支援、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、相談体制を充実させること。多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するために必要な予算措置を講じること。安全安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備において、バリアフリー化や洋式多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど、以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項。2026年度予算編成に当たり、憲法子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○平田新子委員長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言に当たっては委員長の指名を受けてから発言ください。

それでは、質疑ございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 紹介議員にお聞きします。教育予算という大きいくりなので、大学なども含むということよろしいですか。

○平田新子委員長 紹介議員、答弁お願いできますか。少しお待ちくださいということです。暫時休

憩にしたほうがいいぐらいのあれでしょうか。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○平田新子委員長 休憩時間を終わりました、会議に戻します。

広沢紹介議員お願いいたします。

○広沢修司紹介議員 この請願書においては、公立義務教育諸学校、小中とか特別支援学校も含む諸学校を扱った請願の内容となっております。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、請願要旨の項目、箇条書きの項目の上から4つ目です。4つ目のところに、就学援助や奨学金事業に関わる予算の拡充というのがあるんですけど、この奨学金についてお聞きしたいと思ったんですけど、これは今の回答だと、どういう対象ということになるのでしょうか。

○平田新子委員長 よろしいですか。広沢紹介議員、まだお時間かかりそうですか。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時05分

○平田新子委員長 それでは、会議に戻します。

広沢紹介議員、答弁用意できましたか。

広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 先ほど、公立義務教育諸学校をメインのテーマというか、そこに主眼を置いた請願であると申し上げましたが、教育予算ということにつきましては、全体に関わることですので、奨学金などは中学校以上を対象にしているものと考えられます。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、奨学金事業のところですか。予算を拡充とあるんですけど、借金を背負って社会に出るといって学生が社会問題になっている中で、返済不要の奨学金というのを求めるという考えなんでしょうか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 奨学金事業に関しては様々な拡充の方法が考えられると思いますので、様々な

検討を国に対して要請をするものでございます。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、昨年の分と違うところというので、少人数学級について、昨年が入っていました。少人数学級や小学校高学年専科を実現するために教員の定数を改善してほしいと書いてあったんですけど、今回、少人数学級の部分が削られている理由というの、分かりましたらお願いします。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 確かに、以前は少人数学級ですとか小学校高学年専科を実現するためというふうに書いていたんですけども、言い方を変えると限定をしていたということになります。今回、子どものためというふうに大きく捉えまして、定数が改善されたならば、ほかにも大きな可能性が広がるのではないかとこの考えの下に、そこを削除し、子どもたち一人一人にきめ細かな指導をするためとなったと伺っております。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、特に求めなくてよいという認識になったというわけではなくて、それ以上、少人数学級なども求めているという内容なんですね、これは。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 おっしゃるとおりでございます。

○平田新子委員長 ほかに質疑ありませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 請願要旨の中から伺います。この要旨の中がそのまま意見書案の中にも盛り込まれているんですけど、要旨の中に、空調設備等の公立学校施設整備費を充実することという項目があります。ポチで数えると7番目です。7番目の2行目のところに空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実することとあります。空調設備、エアコンですけど、普通教室、特別教室の導入は例年進んでいるので、これからのさらなる設置場所というのは体育館になってくるのかなと個人的には思っていますが、団体としては、この辺りの2026年度、令和7年における設置場所に関しては、どのような想定で請願事項をつくったのでしょうか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 通常教室には全国でもどんどん入ってきておりますけれども、特別教室、体育館が特にまだ設置が進んでいないので、それを、そこまでを考えて書かせていただいているということです。体育館も含めて検討をお願いしたいという趣旨でございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 体育館のエアコン設置に関しては、いろいろ条件はあるにしても、ある程度

の国からの補助という設定があったかと思いますが、それよりさらに手厚く国の支援を求めるという理解でよろしいですか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 そのとおりでございます。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 続けて申し訳ありません。先ほど請願1号のところでもちらっと申し上げましたが、給食の無償化に関すること、それから、本年度から本格活動します部活動の地域移行に関して、この2点が昨今の流れの中ではトピックかなとは思うんですけど、この請願要旨の中には入っていません。その辺り、団体の中の検討をどのようになされているのか、紹介できる内容のものがあればお願いします。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 まず、給食費の無償化につきましてですけれども、請願の背景にある考え方として、全ての子どもたちのためということになるようにということで提案をさせていただいている事項がポチの内容になっております。

給食費の無償化につきましては、アレルギーをお持ちでお弁当持参の子もいらっしゃったりとか、あとは既に経済的支援が必要な家庭には公的支援というのが施されておりますので、そういった観点からは、今回は全ての子どもたちという趣旨でありますので除外をさせていただきました。そういった施策については、本当に支援が必要な層へ届くような施策を考えて、提案した内容になっております。

あと、もう一つが部活の地域移行でございますが、確認なんですけど、ポチでいうところではないということですね。〔「ない」と言う者あり〕地域移行に関しては、こちら記載はないところなんですけれども、例えば総合型地域スポーツクラブなんかの拡充というところで、多様な学びの場ということで提案をしてさせていただいておりますが、全国的な部活の地域移行、白井市では地域展開を行っております。全国的な流れでもありますので、当然、その辺の拡充、支援のほうも一緒に検討していただきたいと思っているところだと考えられます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず、給食無償化についてなんですけど、全ての子どもたちのためにというところに網羅されるという意味合いで、今回、文言としては外したという受け止め、理解です。ただ、給食無償化に関しては、今、私が思っているのは自治体の独自サービス、サービスのサービス合戦みたいな中に給食無償化があるみたいな、そういったことではなく、もうここまで来たら国が一元的に無償化として何とかしてほしいという流れなのかなあと考えたので、そこは全ての子どもたちに含ま

れるトピックではないのかなとは思っています。なので、そこが、と思っています。

ということと、もう一つは、学校に行けない、行けないから食べられないという子どもたちに対しての食の提供、食育をどうするのかというところも大きな課題だと思うんですけど、それは、そういった問題をあえて考えたときには、団体として何か見解というか、団体としてはもう少し掘り下げてこんなふうを考えていますという、そういった情報はありますか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 団体からいただいている教育費無償化の扱いについての見解なんですけれども、先ほど小田川委員がおっしゃられた考え方と少し違うのかなというふうに捉えました。教育費の無償化は既に低所得者家庭に行われていて、無償であるということ。それから、アレルギーで給食が食べられない子どもがいる中で、全ての子どもたちの平等ということを考えて、ここに、ポチの中にはめるということではなく、つまり、それは給食費の無償化が決して全ての子どものためと考えていないという見解であります。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうですか。そこは、私が求めるものと団体とは離れた部分があるんだなというのは今、確認できました。なので、ここには入れていないということで、この請願の回答としては分かりました。ちょっと残念な気持ちですけど。

あと、部活動の地域移行に関しては、取りかかりの最初の3年間でしたか、移行ということで、国からの財政的な支援が受けられるけれども、正直3年後に全くゼロベースに戻されても、自治体として立ち行くのか、安定して活動の地域移行、地域展開が運営できるのかというところが非常に不安視しているところなんですけど、団体としては、そういったところをあえて国に求めるということはないんでしょうか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 今、頂いている資料の中で、具体的なそのような記載はないところでありますけれども、教育予算の拡充という内容からすれば、それも含まれているものと解釈ができるのかなと思っています。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 質疑があることで、この文言にそれも含まれるんじゃないかというような回答を連続していただいているんですけど、これを出したときに、果たして国のほうがそのようにしてもらえるんでしょうか。それは団体としてこれを出したことに対しての審査なので、そこをどう直すとかというチェックするための審議じゃないので、個人的な意見ではあるんですけども、毎年同

じ内容のものが出されているということの弊害なのかなとは受け止めた次第です。これは意見です。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 1の6個目の多様な学びの場の充実というところに書いてあるんですけども、これの意図するところは、学校外の支援も含まれたものだということでございますので、はっきりとは書いておりませんが、そのような請願の文章立てに御理解いただければと思います。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 簡条書の下から3番目の多様な学びの場の充実で誰もが学ぶことができる機会の保障というところは、フリースクールへの支援とかそういうのも含むんでしょうか。具体的にもう少し、どんなことを実現するための要望なのか伺います。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 不登校や日本語指導を必要とする児童生徒、そして医療的ケアを必要とする児童生徒など、学校に行きたくても行くことができない児童生徒が学校以外で遊ぶ場所を想定をしているとのことです。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

先に広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 学校以外の場所で遊ぶ場ではなく、学ぶ場の間違いです。失礼いたしました。

○平田新子委員長 学ぶ場ということですね。

それでは、小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 執行部にお伺いしますと、毎年出されるこの請願の文書なんですけれど、この団体は、白井市教育委員会はこの団体に所属、加入しているというふうに過去確認した記憶があるんですけど、今現在、令和7年度においてはどうでしょうか。

○平田新子委員長 よろしいですか、答弁。

大高教育部長。

○大高一穂教育部長 現在も関係性は変わってないと考えております。校長会等でも、そういった請願の内容について署名を行うことを続けていますので、それは引き続き行っているところでございます。

以上です。

○小田川敦子副委員長 そうですね。署名も毎年行われて、文科省に提出しているというのが紹介されたのを確認しています。

その点でお聞きしたいのが、請願要旨とか請願事項というのは、現場の、例えば白井市の教育委員会でもこういうのが出されますよというのは事前に確認をしているんですか。この内容について、請願で出されて今、初見だということなのか、いやいや、出される流れの手前で私たちは見えていますよということなのか、そこの請願事項の関わり方を確認したいと思います。

○平田新子委員長 大高教育部長。

○大高一穂教育部長 市としましては、事前に見るということはございません。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今も何度も出ているように、同じ内容というところがみんな、みんなというか数人引っかかっています。この内容にするかどうかの検討の過程というのは、どこかで公開されたりしているのでしょうか。できれば見たいんですが。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 協議の公開の状況については、存じ上げていないところです。申し訳ございません。

ただ、今回は議論をして、中身が3点ほど変わっている場所があります。ポチの2つ目の子どもたち一人一人にきめ細やかな指導をするというところ、それから、その4つ下の多様な学びの場の充実、そして、その2つ下のGIGAスクール構想というところが議論の結果、変更になって、このような形で提出させていただいているところでございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか、徳本委員。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、せっかく3点変わったところを言っていたので、どういう考えで、その3点を変えたか、理由の御説明をお願いします。GIGAスクールって項目自体は入っていたと思うんですけど、細かく3点の変更点について、御説明をお願いします。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 教育スクール構想については、確かにそのとおりでございます。失礼いたしました。

ただ、内容について、少し追加したい部分がございます。考え方につきましては、GIGAスクール構想については、第2期に突入をしております、文科省の予算にもGIGAスクール構想支援体制整備事業というのがあって、2024年度、60億円の補正予算、2025年度は5億円の新規予算がついているところであります。

この事業内容というのは2つありまして、1つは通信ネットワーク速度の改善、2つ目が校務DX環境の整備等というところが入っております。これを着実に進めていただきたいという内容で、GIGAスクール構想を着実に推進しというところ、着実というのは、この予算をしっかりと執行してくださいという意味合いで書かせていただいております。

戻りまして、子どもたち一人一人にというところは、先ほど徳本委員にお答えしたところだと思いますので、その次の多様な学びの場というところですけども、これは校外の支援というところで大きく捉えて書かせていただいております。内容としては、先ほども申し上げたんですけども、不登校や日本語指導を必要とする児童生徒、そして医療的ケアを必要とする児童生徒などを考えております。

以上です。

○徳本光香委員 特に多様な学びの場というところは説明していただいて、すごく大事な内容だなと思ったんですけど、この具体的なことというのは、どこかで政府に交渉の場で伝えたりとか、別の形で資料を渡すというような、すばらしい内容が伝わるようなことはされるのでしょうか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 今回の請願では、その部分については、お伺いしていないところでございます。以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 ポチの4つ目のところの奨学金事業に関わる予算をさらに拡充することということについて、お聞きします。

令和7年度から、国の予算として、多子世帯に対する大学等の無償化についてに関わる法案は閣議決定されましたので、多子世帯に関する大学の無償化が実行に移るという段階になっています。このことが、団体が求める奨学金のさらなる拡充と同じ方向性なのか、それとも、これとはまた別のものなのか、団体としては、どのような見解ですか。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 この文面と、それから内容については、拡充としか書かれておりませんので、具体的に大きく捉えていただければいいのかなと思っております。

そんな回答しかできないんですが、以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうですか。私としては、この団体の活動の成果みたいなものを感じられたらいいなという思いがあるんですけど、そうですか。何か自己満足に解釈はできないので、そういうお答えだというふうには受け止めます。

最後の質問になりますけれど、ポチの5つ目のところ、安心して学校生活を送れるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談体制を充実させることとということを掲げていますが、私、これとても大事だと思っています。特に教育と福祉の連携、現場の学校現場で考えたときには、学校の中にスクールソーシャルワーカーがいることと、いないことはとても大きな違いがあると思うんです。

その意味で、団体としてスクールソーシャルワーカーに求める相談体制の充実、具体的にどういったことを期待しているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを充実させる意図ということでお答えをさせていただきますと、スクールカウンセラーが直面する主な課題というのは、限られたリソースで多くの生徒に対応することです。生徒数に対してカウンセラーの人数が不足していることが今、問題でありまして、家庭環境や社会的背景の多様化などにより、複雑な問題に対処する必要がありますということです。スクールカウンセラーがこれらの多様なニーズに応えられるように、常に学び続けられることが求められておりますので、その環境整備をすること。

それから、スクールソーシャルワーカーが直面する主な課題というのは、家庭問題や社会問題の複雑さということです。これらの問題に対処するためにも、同じように多様な認識が必要とされているということで、これらも充実させていくということが意図になっています。

以上です。よろしいですか。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この項目にない理由といたしますか、昨今、全てのものの物価高ということもあって、今回、558億円増えても、予算が増えても学校の経営というか運営は厳しいと思うんです。特に大学は本当に、世界的には先進国で最下位レベルの予算額、予算のパーセンテージというのは変わらないので、もう厳しくなってしまうと、学費値上げという動きが東京大学も含めてあるので、それは全ての子どもたちの学びの場という点では、お金がなかったら行けないという事態まで生まれているんですけど、それに関しては入れようという話にならなかったのかどうか、代理なので難しいと思いますが、御存じでしたら、御説明をお願いします。

○平田新子委員長 広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 今回の請願の請願趣旨と、それから意見書の文章は団体で考えてつくられたもので、その結果、これということなんですが、昨年もそうでしたが、中身は議会によって変えてもいいということをおっしゃっております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時36分

○平田新子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

反対討論の方、いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 それでは、賛成討論の方、ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 では、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願書に対しても、先ほどの請願第1号と同様に、もっと充実、具体的にするという意味で、趣旨採択の討論をいたします。

こちらの請願のほうには、一番の根本的な問題である先生方が少ないということに関しては、2項目めに書いてあります。教員定数を改善というのが増加を示していると思いますし、言葉としては、少人数学級という言葉が削られましたけれども、一人一人にきめ細かな指導するというので、その趣旨は変わってないということを確認できました。

ただ、具体的に多様な学びの場の充実というあたりは、先ほどの回答ではとてもすばらしい内容で、不登校のお子さんや母語が外国語のお子さんに日本語指導、あと医療的ケア児の学校以外の場でも学べるようにといった内容だったんですが、これが、この意見書を出しただけでは伝わらない可能性があるのも、具体的なことも追加してはいかがかと思いますので、それらは不足を後で提案するという意味で、趣旨採択したいと思います。

それから、賛成は、内容に賛成というのは大前提なんですけど、審議の中で給食無償化が決して全ての子のためになると考えていないというあたりは、紹介議員が調べた上での回答とはいえ、本当なんだろうかという驚きを私は思っていて、全ての子のためというなら全員給食無償化にして、アレルギーのために弁当持参の子は、無償化になっても変わらないというのであれば、その分はやはり国が出すというような方法で無償化を実現するのは可能だと思います。

今回、紹介議員がとてもいろいろ調べてお答えいただいたんですけど、代理人とは言っても、教職についている方の言葉というのもお聞きしたいですし、白井市議会は一応、毎回しっかり審議してと

いう方針でやっているのです、そこで度々出ている同じ内容でいいのかという、もっと充実してはどうかという前向きな意見も出ているので、これはぜひ持ち帰っていただいて、次に出すときに充実させるというふうに変化を与えていただけたらという要望も含めて、趣旨採択の提案をいたします。

以上です。

○平田新子委員長 ほかの方、討論ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論ないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたしますが、採決に入る前に採決の方法について御説明いたします。請願第2号に対しては、徳本委員から趣旨採択を求める提案がございました。したがって、初めに趣旨採択、次に原案の順に採決をさせていただきます。

初めに、徳本委員から提案された趣旨採択について採決いたします。

請願第2号について、趣旨採択とすることに賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 ありがとうございます。起立多数です。

趣旨採択をすることが決定されました。

したがって、当常任委員会に付託されました請願第2号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

ここで休憩いたします。

なお、午後からの議案審議につきましては、1時半開始とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前 1時30分

○平田新子委員長 皆様、こんにちは。休憩前に引き続きまして、総務教育常任委員会の会議を再開いたします。

(3) 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第3、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容につきましては、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今回名称変更になる、この団体なんですけど、名称の変更理由について伺いたいです。印旛郡というのを外すためなのかなと思ったんですけど、だとすると、なぜ今なんだろうかという疑問があるので、理由を伺います。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 団体の名称を変更する理由についてお答えします。

印旛都市文化財センター、このたび名称が変わりましたが、印旛都市文化財センターの名称を変える経緯につきましては、端的に申し上げますと、柏市が参入することによるものです。柏市が加入するに至った経緯につきましては、印旛都市文化財センターについては、平成24年に公益財団法人化した際に、公益性を担保するため、印旛地区以外の事業も受注することになりました。そうしたことにより、平成27年度から柏市の事業を受注するようになったものです。

令和5年度、大きな開発事業があるので、継続的に調査を委託できないかということをお市から相談があった際に、センターは当時職員不足であったため、印旛郡内の業務を優先することとしたのですが、千葉県に対して柏市が相談した際に、千葉県の文化財課にセンターに加入して、柏市からも職員の派遣をしてもらったかどうかというような話になりまして、令和6年度に加入の調整が進んだという経緯があります。ですので、端的に申し上げますと、柏市が参入したことによる名称の変更となります。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑。石原委員。

○石原淑行委員 この条例で柏市も入ったということなんですけど、白井市からまず、派遣されている職員は何名かいるということだと思んですけど、何名いますでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 白井市から派遣している職員についてお答えします。令和7年度現在1名の職員を派遣しております。

以上です。

○平田新子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 1名の方がいらっしゃるということなんですけど、その職員を含めて今回、柏市が入ったことで、業務に関わる、派遣している職員、業務が影響あるとか、例えば逆に白井市からもっと派遣の人数を増やしてくださいとか、そういった要件はあったでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 柏市が加入したことによる白井市への派遣、さらなる派遣要請などがあつた

かどうかについて、お答えします。

現在、令和7年度の状況で、当該センターには、白井市含めて13名の職員がおりますが、今年度、柏市からも1名職員が派遣されている状況です。先ほどの質問にありました、柏市が参入したことによる白井市へのさらなる派遣要請などはございません。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 こちらの名称の変更の経緯については、分かりました。

新しい名称は、印旛柏文化財センターです。こちらの団体に対しての出資みたいなものはあるんでしょうか。ただ、職員を派遣するだけになりますか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 当該団体への出資、出捐金につきましては、白井町時代に43万1,000円、出捐金として出しております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。出捐金ということで、過去43万1,000円をお渡しした以降は、何もないということですね。

○平田新子委員長 確認です。よろしいですね。本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 委員おっしゃったとおり、その後は、さらなる出捐金などはないと考えております。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わり、これから討論を行います。

まず、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 続いて、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○平田新子委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり、可決されました。

(3) 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第4、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 確認をしたいんですが、4ページの新旧対照でいいますと、第15条の3の(2)に書いてあります出生時両立支援制度は、いわゆる産児休暇、産休のことなのかというのと、併せて同じような質問なので、15条の3の2の(2)の育児期両立支援制度というのも育休ということなんでしょうか。それとも、それに上乗せするような支援のことを指しているんでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいま質問がありました、勤務時間条例の15条の3の出生時両立支援制度、また、次の育児期両立支援制度につきましては、単に産前産後休暇、または育児休業だけを指すものではなくて、その時期に使える制度全体を指しています。ですので、育児短時間勤務ですとか、授乳のための育児時間の制度ですとか、包括的に含んだ内容です。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 議案の4ページの、これも新旧対照表の中なんですけど、第15条の3の2の(3)、ページの下のほうです。職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置というところなんですけど、これはどういうものだろう、希望を何か反映したりとか、改善に資する事項というのがどういうものか、お聞きしたいです。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの御質問にお答えします。対象職員の3歳に満たない子どもの心身の状況、または育児に関する対象職員の家庭の状況などに起因して発生し、または、発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項につきましては、面談により話を聞く必要があると思っておりますが、対象職員から事情を聴いた際には、職場として、その

事情の内容による配慮が必要と考えています。

職場で配慮できる事項としましては、就労時間、勤務開始時間ですとか終業時間の調整ですとか、業務量の調整などが考えられます。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 5ページのところで、第15条の4のところの変更点についてです。15条の3だったところ。前は15条の3のところの下から3行目、介護両立支援制度等の申告、請求、または申出に係る意向を確認する面談という文章だったのが、新しく15条の4では、申告、請求、申出についての面談というのが請求についての面談、意向を確認する面談のみになっているんですけど、申告と申入れが削られるということの意味、何が変わるのかについてお伺いします。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの15条の4の改正部分、請求等で申告などがなくなったといったところに回答します。こちらにつきましては、15条の3を新たに加えたことにより、同条第2項第2号の括弧書きで、以下、請求等という略称規定を既に行っていることによるものです。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 中身は全く変わらないということですか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 そのとおりです。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 新旧対照表が載っている4ページの下段のほうになります。第15条の3の3項、任命権者は、第1項第3号、または前項第3号の規定により、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該校に配慮しなければならないという文章なんですけど、これは面談で話し合った内容に関しては配慮していくという前向きな明言だと思んですけども、配慮できることとできないことの境目の合意というのは、どういうふうに行われるんでしょうか。改正するに当たっては、仕事と家庭がより両立しやすくなるという法的根拠があるので、とてもいい内容だとは思っているんですけども、ただ、ここに配慮しなければならないという書き方が、ある意味、受ける側の強制力みたいにもとれるし、本人にしてみたら配慮できるでしょうというところの行き違いなんかの調整みたいなのが、この法律ができたことによって必要になってくるのかなという不安も感じられたりするので、その辺りは、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○平田新子委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの質問にお答えします。こちらの規定の今回の意向に配慮しなけれ

ばならないといった内容につきましては、先ほど徳本委員のほうから質問がありました、配慮できる事項としまして、始業の時刻ですとか終業の時刻ですとか業務量の調整、また、勤務の場所が考えられるというように国の通知にもあるところですが、勤務の場所と国の通知にもあるところではあるんですが、白井市において、勤務の場所としては、選択肢のない中で、どこまで職員の希望に応じられるかというところは、今、実例を挙げて、ここまでは調整可能とか、可能ではないというお答えはできないんですが、極力職員の職業生活が成り立つように調整していきたいと考えているところではあります、今、ここでどこまでできますということは明言できません。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 お答えありがとうございます。法改正によって、新たな配慮に取り組むことが、チャレンジとして職場の仕事も新しい働き方の改革になっていくのかなと受け止めました。ありがとうございます。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第6号、原案のとおり可決、決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第5、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質問は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。皆さん、よろしいでしょうか。質疑ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 議案7号について賛成の討論をいたします。

初め、この議案は現行の30分単位の部分休業というのがなくなるのかなと思っていたんですが、大綱的質疑でそうではなくて、様々な制限を撤廃しつつ、30分単位の部分休業もとれますし、お子さんの体調不良とか行事とか家事などの事情によって1時間単位でもとれるように改善するという内容だということを確認できましたので、賛成いたします。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第7号は原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第2号)のうち総務教育常任委員会が所掌する科目について

○平田新子委員長 日程第6、議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第2号)のうち総務教育常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑については、まず、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

歳出について質疑を行います。ページで言いますと10ページ、2款1項5目、財産管理費について質疑はありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 10ページの財産管理費のところなんですけど、公共施設保全管理事業の工事請負費について、当初一般財源で3,800万円だった、その財源を地方債にそのまま振り替えるという理由は何でしょうか。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 お答えいたします。こちら、市民プールの工事に充当する地方債となりますが、地方債のうちでもより有利な地方債を、工事の内訳により、より有利な地方債を利用できる割合が増えたため、全体として地方債の額が増え、一般財源での負担額が減るものです。以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すいません。もう一度御説明お願いします。よく分からなかったのです。

○平田新子委員長 片桐公共施設マネジメント課長。

○片桐 啓公共施設マネジメント課長 市民プールの維持保全工事につきましては、当初から一般財源と、地方債を充当する計画の工事になっていたんですけども、工事の内訳により、地方債の中でも充当率の高い地方債を利用できることになりまして、利用できるというか、もともと利用できていたんですけど、そこに使える額が増えた、そこに充てられる額が増えたために、380万の地方債の増額を見込め、その分、一般財源の支出が減るといった内容となっております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

では、先に進みます。13ページです。8款1項4目災害対策費について、質疑ございますでしょうか。災害対策費、質疑ありませんか。

次に参ります。今度、13ページから14ページにかけて、9款教育費について質疑はございますでしょうか。

久保田委員。

○久保田江美委員 9款、学校管理費の中の小学校の備品購入費が、小学校、中学校両方に一応計上されていると思うんですけども、そのことについて伺いたいと思います。

こちら、両方とも小学校で約324万円、また、中学校で約320万とほぼ同程度の規模であり、また、多目的室を会議室として使えるようにするために、共に机と椅子の整備が含まれていると担当課から伺っております。今回、その中でも多目的室に使用される机と椅子について、必要性和タイミングの観点から質問させていただきたいと思います。

まずは、事前に担当課に確認したところ、椅子と机、それぞれ複数台、新たに購入される計画と伺っておりますが、この点について事実、確認として、現時点での予定台数と単価を御説明いただけま

すでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 それでは、備品のほうのお答えをさせていただきます。

まず、初めに、小学校のほうでございますが、これは会議用のテーブルでございますが、15台、それに附属する椅子が30台、予定しております。あと、小学校は相談室等もございますので、こういったところの相談室で使う机、椅子であったり、パーティションであったり、こういったものを購入する予定でございます。

申し訳ございません。単価のほうは、これから入札等ございますので、単価のほうは控えさせていただきますかと思っております。

中学校のほうでございますが、こちらでも会議用のテーブル、椅子でございますが、テーブルのほうで23台、椅子のほうで46台、あと、これは中学校の学校からの御要望がございまして、戸棚と書棚、こういったものが必要だという形でお聞きしていただきましたので、そういった戸棚を4台買う予定でございます。あと、時計が欲しいとかということもございましたので、時計を2台ほどを購入する予定でおります。あとは雑多なものが複数個ございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 では、今回、多目的室として整備されるということですが、会議のときに、会議で恐らく多目的室を使うということだと思えますけど、どのような利用というのを想定されているか伺います。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 多目的室であったり、会議室の利用方法でございますが、既に桜台小中学校のほうでは始まっているコミュニティスクールであったりですとか、あと、小中学校ともにPTAの会議であったり、職員会議、職員の研修会、こういったところで使ったりですとか、あと授業で使うということで、学年で集合して授業を受けるような場面もございますので、そういったところで利用するという形で計画しておるところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。

久保田委員。

○久保田江美委員 こちら、私何が言いたかったかということ、今回新しく一式そろえるということですが、もちろんコミュニティとか、また、学校で集まっていくとか、そういったことは新しいところをつくっていかねばならないかなと思うんですが、元々は恐らく教室を使われたりとかして会議等はされていたと思います。

今、このタイミングで必ず新しいものを一式取りそろえるのかというところを少し聞きたかったと

いう点がございまして、判断された、新規で購入する必要があると判断された根拠について御説明いただけますでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 判断という形でお答えさせていただきたいと思います。

新たに会議室と多目的室ができると、今までなかったものでございますので、その利用形態といたしまして、机と椅子は会議に使用するものでございますので、そういったものを使って活発にこの場所を使っていたらいいという思いもございまして、このタイミングで購入させていただきたいという形で考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

石原委員。

○石原淑行委員 今と同じところの小学校費の、小学校管理費の備品購入費のところですけども、先ほどのお答えで、相談室等もということでお話ありましたが、これまで相談というところではどういった場所でやっていったのかということ、今回、相談室でそういう備品等が設置されて、要するに、相談を受けやすくなるという環境が整うというような、プライバシーにも配慮された環境がそそえるといった意味での備品がそそえられるということでしょうか。確認です。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今回、小学校に相談室を設置させていただいておりますが、小学校には相談室がございませんでしたので、中学校の相談室をお借りしているというような状況がございました。備品を購入することによって、いろいろ相談をしやすくなったりと、あと保管もしやすくなるという形がございまして、今回購入させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 13ページの3の学校建設費の中の1)、一番下の小学校施設改修等事業の中の継続費の改修工事施工管理委託料が138万ほど増えることに関して、これ、人件費が増えるという、単価が高くなったという理由でしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 13ページになります、学校管理費の中の4) 小学校教育環境向上事業につい

て伺います。

説明の中では、清水口小学校の個別支援学級が増えるためという説明も一つありました。この中で当てはまるのが空調設備設置工事なのかなと思ったんですが、年度途中に開設をして、途中から学級開設という運びになるのでしょうか。それとも、これは令和8年度に向けた予算要求になるのでしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 お答えいたします。こちら清水口小学校の特別支援学級の増になるんですけども、特別支援学級でございますが、普通学級と違いまして、少人数で行っているところがございますので、これは3月にお一人増えたということがございまして、1学級増という形が4月から始まっております。そういったところで4月から1学級増加しているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。もう4月から増えているということで、そうすると、教室設備、環境設備とかは、もうエアコンとかが設置されている状態で、備品を追加請求しているということですか。これのどの部分が、支援級増加に伴う増額補正なのかを教えてください。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちらでいきますと、13ページの14節工事費の空調設備設置工事が清水口小学校の特別支援学級の増によるものでございます。

以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうすると、昨日なんかも急に暑くなったりしていますので、エアコン設置がいつになるのかと気になるところなんですけど、これはいつごろ工事が終わる予定ですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今、補正議案を出させていただいて、議決がスムーズに行けば7月1日になりますので、それ以降に設置工事に入らせていただきますので、夏休みを利用して工事をしようかという形で考えております。

以上でございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 設置に関しては分かりました。遅くても、夏休み明けにはついている状態で、早ければ7月の休み入る前についていたらいいかなぐらいな感じですね。分かりました。そうすると、それまでの期間に急激に暑くて、ほかの教室はエアコンを使っているけど、このクラスは使えないみ

たいな、体調にも影響する状態にもなると思いますけれども、現場ではどのように暑い日は対処されますか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちら、空調機が設置されるまでの対応という形でお答えさせていただきます。

これは3月時点でそういった状況が想定されましたので、その時点で学校側と協議いたしまして、空いている特別教室がございましたので、そこを利用するという形で進めさせていただいており、現在進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 代替案がちゃんと備えてあったので安心しました。ありがとうございます。

○平田新子委員長 質問じゃなくていいんですね。〔「感想」と言う者あり〕

ほかに質疑ございますか。ありますか。〔「ほかの人を先にどうぞ。続けてになっちゃうので」と言う者あり〕ほかの方、質疑ございますか。次の範囲に行っていていいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 これは、学校建設費、とにかく桜台小中の改修に当たって、給食室だったところをどうするかというアンケートを取った上で、新しく使用目的を決めるというように過去説明があったような気がするのですが、現場というか、アンケートを取った結果を御紹介いただければと思ったんですけど、今、可能でしょうか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 アンケートにつきましては、多岐に渡ってアンケートを取っておりますので、相談室であったり、会議室であったり、多目的室というところのお答えでよろしいでしょうか。

〔「もちろんです」と言う者あり〕その辺につきましては。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 これは学校側の要望がかなり多かったところでございますが、会議室がないという状況がございましたので、そういった御意見をいただいているところでございます。また、先ほどの相談室もそうなんですけども、中学校を借りているという状況がございましたので、そういった点。あと、多目的トイレを今回新設させていただきますが、そういった多目的トイレも小中学校ともなかったような状況でございますので、そういった御意見もございました。

以上でございます。

○平田新子委員長 よろしいですか。質疑ほかにはございませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ桜台小中の改修に関して、当初の予定で既に体育館のエアコンの部分は入って

いないと思うんですけど、物すごい暑さということで、そういったことは今後の、今後というか、せっかく改修の機会ですけど、検討には上がったんでしょうか。体育館のエアコンについて。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今回の工事の検討に当たっては体育館への空調ということでの検討は行っておりません。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

なければ先に進みます。

次に、歳入について質疑を行います。9ページを御覧ください。15款2項5目消防費国庫補助金について質疑はございますでしょうか。9ページ、15款2項5目です。質疑ございませんか。

先に進みます。次に、総務教育常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。

5ページ、防災行政無線（同報系）再整備事業及び桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事（小学校分）、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事（中学校分）について、質疑を伺います。質疑ありますでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 商工費の防災行政無線再整備事業について伺います。説明では、労務単価の改定による増額補正ということでした。この労務単価に関しては、いつの基準の差額で、単価が幾ら上昇したのか、その部分、教えてください。

○平田新子委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。基準日につきましては、受注者と協議の上、令和7年4月1日として設定しております。

差額につきましては、スライド分の差額につきましては、約600万円分の差額が生じているので、その差額分を県の基準に基づいて算定した結果となります。以上です。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、令和7年4月1日基準ということは、4月の1日から工事完了までの期間を想定した労務単価を積算して、上程してきたということですか。

○平田新子委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 委員のおっしゃるとおりです。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今度、その下の教育費についてなんですけど、こちらも労務単価の改定と、それから特例措置化の対応という御説明があったんですけど、特例措置化の対応という部分の説明を

お願いしたいと思います。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 労務単価の上昇に係る特例措置についてお答えいたします。

こちらに関しましては、契約前のもので前年度単価で積算したものの、こういったものが対象になります。ですので、契約時点におきましては、令和7年の単価がその時点では最新のものとございますので、令和7年の単価に入れ替えて、その差額分を今回、予算計上させていただいているものとございます。

以上でございます。

○平田新子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうすると、増額補正になったものは丸々、労務単価の改定分、それ以外のものは含まれてないということによろしいですか。

○平田新子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この補正予算に反対の討論をいたします。

全体の当初予算は大きなものなので、今回成果が多くあって賛成したんですが、補正予算に関しても、桜台小中学校の自校式廃止について、責任者の説明というのを何千人もの市民にしていけないということと、文書で説明を済ませてアンケートを取り、約束である食べ残し、残菜の低減について、目標すら示していないという点で、2点、責任を果たさないまま進めるのは反対ということで、こちらの補正予算にも反対いたします。

以上です。

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第15号は、原案どおり可決することに賛成の方、御起立お願いいたします。

[賛成者起立]

○平田新子委員長 ありがとうございます。起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

(7) 議案第18号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○平田新子委員長 日程第7、議案第18号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。議案第18号です。

徳本委員。

○徳本光香委員 今回、選挙に関しての報酬が上がる部分というのは、最低賃金が上がったのに合わせてということなんでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤選挙管理委員会書記長ということによろしいですか。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 お答えいたします。今回の法改正ですけれども、こちらにつきましては、参議院通常選挙のある年に定例的に改正をしております。最低賃金の上昇等に伴う改正というよりは、最近の物価等の変動を踏まえて、投票所経費等の基準額の改定を行う中の一環の改正でございます。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 先ほどの回答は分かりました。

議案書の3ページの一番上の部分、別表第3のところに1回につきの単価ということで、投票管理者については、1万2,800円に上がるということなんですけど、1回につきというのは、1人1回何時間ぐらいを大体想定しているんでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤選挙管理委員会書記長。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 お答えいたします。今、委員のほうから例がありました投票所の投票管理者で申しますと、当日の投票自体が7時から夜の8時まで行われますので、当日は6時半に投票所のほうに来ていただく形になっております。それから、投票が終わってから開票所のほうまで

投票用紙を運んでいただくという作業もございますので、おおよそ8時半過ぎぐらいまでかかるというところで、6時半から20時半までということで14時間、ただ、お昼と夕食の休憩等もございますので、13時間程度の時間が拘束されることになるかと思えます。

以上です。

○平田新子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 長時間なので、8時間以上にはならないようにするのかなと考えていたんですけど、今お聞きしたら、1人1回をお聞きしているんですけど、交代なく6時半から8時半で1万2,800円ということですか。

○平田新子委員長 齊藤選挙管理委員会書記長。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 お答えいたします。こちら交替制では現在やっておりませんので、1回につき、現在は1万2,800円、改正後は1万4,500円になります。ただ、途中で体調等によって交代するという事も考えられますので、そういった場合には、従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合には、現在は6,400円、改正後は7,250円というような規定を設けております。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 これ、労働基準法の対象じゃないということですか。

○平田新子委員長 齊藤選挙管理委員会書記長。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 お答えいたします。こちらの方につきましては、特別職ということで、通常労働の方とは別の扱いになります。

以上です。

○平田新子委員長 ほかに質疑ございませんか。

石原委員。

○石原淑行委員 今回、報酬の部分で上がるというところで、管理者と立会人等がこういった報酬が上がることで人材確保というか、確保がしやすくなるのかなと思いはするんですけども、白井市についての立会人という人材を確保する現状を伺ってもよろしいでしょうか。

○平田新子委員長 齊藤選挙管理委員会書記長。

○齊藤祐二選挙管理委員会書記長 お答えいたします。現在、投票管理者、それから投票立会人につきましては、主に自治会からの推薦、それから、一般的に公募、それから、梨光式などでの周知などを通じまして確保しているところです。選挙の前に、選挙管理委員会のほうから事前に登録していただいている方に文書等を送りまして、日程調整の上、当日の投票事務をお願いをしているというような状況でございます。

どうしても日程合わないようなときもありますが、その辺につきましては、選管のほうでいろいろ

なほかに登録をしているような方でありませうとか、明るい選挙推進協議会の委員の方でありませうとか
そういった方に当たりまして、現状では、成り手がいなく困っているというような状況はないような
状況です。

以上です。

○平田新子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませうでしょうか。

〔「ありませう」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めませう。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方ございませうか。

〔「ありませう」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方ございませうか。

〔「ありませう」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めませう。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり決定することに
賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがって、常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

(8) 議案第19号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち総務教育常任委員会が所掌
する科目について

○平田新子委員長 日程第8、議案第19号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち総
務教育常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に歳出について質疑を行います。

まず、8ページ、2款4項3目参議院議員選挙費について、質疑はありませうでしょうか。

〔「ありませう」と言う者あり〕

○平田新子委員長 ございませうか。

次に、歳入について質疑を行います。

7ページ、16款3項1目総務費委託金のうち、参議院議員選挙執行経費、市町村交付金について質
疑はありませうでしょうか。質疑ございませうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○平田新子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○平田新子委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

(2) 閉会中の継続調査について

○平田新子委員長 日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○平田新子委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。したがって、総務教育常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午後2時22分